

分科会における検討結果に関する意見

2018年7月26日

読売新聞東京本社編集局総務 大沢陽一郎

少年法・刑事法部会第8回会議に欠席するため、包括的意見交換で申し上げる予定だった若干の意見を記します。

部会のテーマの一つとして、仮に少年法の適用年齢を引き下げた場合、適用から外れる18歳、19歳に対して、再犯防止や更生につながる働きかけをどのように講じるか、という論点があると思います。

そうした働きかけを実現するために現時点で考えられる制度として、第2分科会で議論いただいた「若年者に対する新たな処分」があり、また、第3分科会の「検察官が働きかけを行う制度」、第2分科会の「宣告猶予制度」も関連してくると理解しています。これらの新制度は、想定する対象者がすべて重なるわけではありませんが、対象者について、社会内処遇を通じて、改善更生や再犯防止を図ろうとしている点では、共通の方向性を持つと思われま

す。今後の検討にあたっては、これらの新制度を一つ一つ丁寧に吟味することはもちろん重要ですが、関連する論点については、これらを同じ土俵にあげて、横串を刺すような形で、議論をしていくことも必要ではないかと感じています。それぞれの新制度を検討していく作業の中でも、関連する他の新制度と比較しながら考える視点が求められるのではないのでしょうか。

また、少年法の保護処分の対象から外れる18歳、19歳で、比較的軽微な罪を犯した者に対し、指導・監督のためとはいえ、一定の権利制限を伴う処遇を行うことについて、理論的な壁があることは、分科会のこれまでの議事録を読んで理解しているつもりです。ただ、犯した罪は軽微であっても、生活環境などに問題を抱える若年者について、早い段階で教育や指導をしておけば、その後の再犯を防ぐことができるケースもあるはずです。

今、問われているのは、可塑性がある18歳、19歳に対し、適切かつ効果的な教育や指導を施し、更生の道に導いていける仕組みを構築できるかどうかだと思います。必要とされる働きかけが抜け落ちることのないように目配りをした議論が行われることを望みます。